

53—03 T

同盟の一国における標章の所有者の 代理人または代表者による 商標の不当登録に対する取消審判

1. 経緯

商 § 53の2において他の同盟国に商標に関する権利を有する者の請求により、その代理人若しくは代表者等によって不当にされた商標登録を取り消すことを認め、同盟国における商標に関する権利の所有者の保護を強化している。本条は、パリ条約 § 6の7の規定を実施するため、昭和40年の一部改正（昭40法律81）で新設された。その後、平成3年の一部改正（平3法律65）により、役務に係る商標登録についても取消審判の対象となった。

2. 請求の除斥期間

商標権の設定の登録の日から5年を経過した後は請求することができない（商 § 53の3）。本条の趣旨は、代理人または代表者の名義による登録であっても一度登録されると、それに基づいて新たな信用が築かれる。したがって、いつまでも取消可能であるとすれば、この新たな信用を著しく不安定なものとすることになる。そこで、代理人等の行為に対する本人の注意義務の存在も考慮し、パリ条約 § 6の7の規定を参酌し、取消審判請求は登録後5年に限定したものである。

3. 正当な理由

条文中の「正当な理由」とは、たとえば標章の所有者がその代理人または代表者をして、その標章を放棄したこと、または、その国においては、その標章について権利を取得する関心がないことを信じさせたような場合をいう。

[ボーデンハウゼン著「注解パリ条約」第121頁（AIPPI日本部会、1968年）]

(改訂H9.2)